

ヨーロッパ主要国における 税務調査の傾向とその対応

～移転価格税制・PE認定課税・VAT・その他税制～

[附] COVID-19に関する税務上の救済措置等の概要

監修：KPMG税理士法人 パートナー
Meijburg&Co. (KPMGオランダ) GJPシニアマネージャー
KPMG LLP (UK) ディレクター
執筆：KPMG LLP (UK) GJPマネージャー

河崎 元孝
宮本 健一
Bharadwa Sunil
大井 翔平

第4回 英国における税務調査の現状

1 はじめに

英国においては、法人税や個人所得税等の主な税金の徴収方法として、納税者による申告納税制度が採用されている。確定申告書を受領後、英国税務当局（Her Majesty's Revenue and Customs, 以下「HMRC」と略記）は適正な申告納税制度を維持するため、税務調査を実施する。HMRCが実施する税務調査は、通常、納税者との関連情報の提供、確認を通じて終了するが、場合によっては、当事者間で合意がない場合、仲裁または訴訟に到るケースもある。2018年度（年度は4月から3月を指す。この場合2018年4月から2019年3月、以下同じ）に、HMRCは総税収入額を6,279億ポンド（2014年度から21%の増加）と報告し、法令遵守違反に対する取り組みによってもたらされる追加税収額は、目標額の約300億ポンドに対して、約341億ポンドであったと報告している。

HMRCは法令遵守違反への取組みとして、タックス・ギャップ（徴収されるべき税金と実際に徴収した税金との差）の見積りを公表している。タックス・ギャップの内訳は主に法人

税、個人所得税、国民保険料、キャピタルゲイン税、および付加価値税（Value added tax, 以下「VAT」と略記）で構成されている。当該タックス・ギャップ削減のため、HMRCは特に移転価格、恒久的施設課税（PE課税）、VATの税務調査に重点を置いている。さらに、英国政府はタックス・ギャップ削減のための政策を発表するとともに、法令遵守担当官の追加採用やデジタルテクノロジーへの投資を拡大している。

また、HMRCのデジタルテクノロジーは非常に進歩しており、HMRCの法令遵守促進戦略に大きく寄与している。

本稿では、このような英国での税務調査をとりまく状況、主な税務調査項目、今後の税務調査の展望について概説する。最後に、英国におけるCOVID-19に関する救済措置について、その概要を説明する。

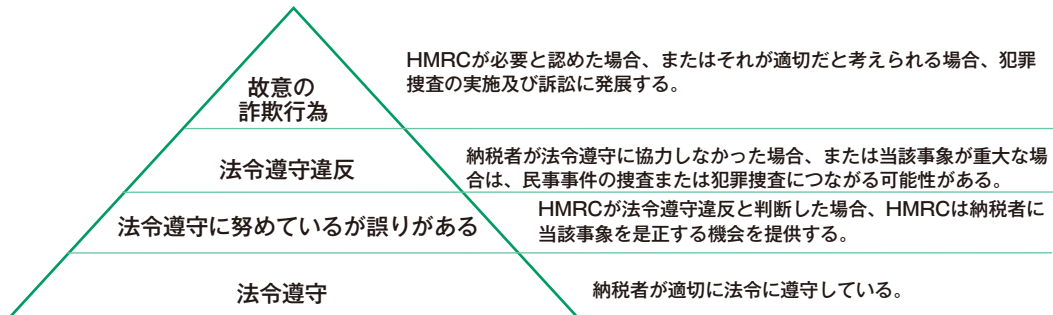
なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りしたい。

2 英国における税務調査

英国政府は、「英国を世界で最も優れたビジネスをグローバルに展開するための場所にする」という目標を掲げている。2010年以降、英国政府は税制の包括的な見直しを行い、よりシンプルで透明性の高いものへ移行する取組みを行っている。上述の通り、英国においては、租税徴収方法として、納税者による申告納税制度が採用されているため、HMRCは確定申告書を受領後、適正な申告納税制度を維持するため、税務調査を実施している。

世界各国で税務当局の多くが行う税務調査は、法令遵守の促進および改善のための重要なツールとなっている。英国においても、徴収すべき税金を適正に回収するため、税務調査を厳格に実施していることから、英国における税務調査の現状を理解することは非常に重要である。

図表1



HMRC's approach to tax audits (出典：HMRC).

HMRCが発見した内容によって異なるが、一般的な対応策は以下の通りとなる。

- 過大申告（過誤納）：納税者は還付金・利息を受け取る。
- 過少申告：納税者は一定期間内に未納税金を支払う。付随して延滞税を支払う可能性もある。

税務調査は原則としてランダムに実施されるが、HMRCのガイダンスにおいて、以下のような事象が発生している場合に税務調査を実施する可能性が高いと述べている。

- 確定申告書の提出遅延、納税遅延や、明らかに修正が必要な誤謬が発見された場合
- 収益の大幅な減少や費用の増加など、過年度と比較して財務数値に大きな変動がある場合
- 当該納税者の費用が類似業種の他企業と比較して異常に多い場合
- HMRCが内部告発情報を受領した場合

HMRCは税務調査を通じ、入手したデータを詳細に分析し、納税者をその法令遵守レベルごとにセグメント化し、今後の税務調査に活用している。(以下図表1)

税務調査実施後の対応方法については、

- 故意の不正行為：HMRCが税務調査を行い、故意の不正行為があったと結論付けた場合、刑事事件に発展する可能性があり、市場からの信用失墜（レピュテーションダメージ）に到る可能性がある。

3 英国における予算案及びタックス・ギャップ

(1) 英国政府の予算案

英国政府は2020年度予算において、企業や労働者へのCOVID-19の影響を緩和するための財政措置の導入に加えて、租税回避の防止、およびその他の法令遵守に取り組むための18の措置を発表した（2010年以降、英国政府は合計118の対策を導入している）。これらの措置には、法令遵守担当官の追加採用の予算やテクノロジー投資への予算の割当てが含まれており、これらの投資は、HMRCによるタックス・ギャップ（徴収されるべき税金と実際に徴収した税金との差）の削減を可能とし、2024年度までに約44億ポンドの追加税収をもたらすと予測されている。

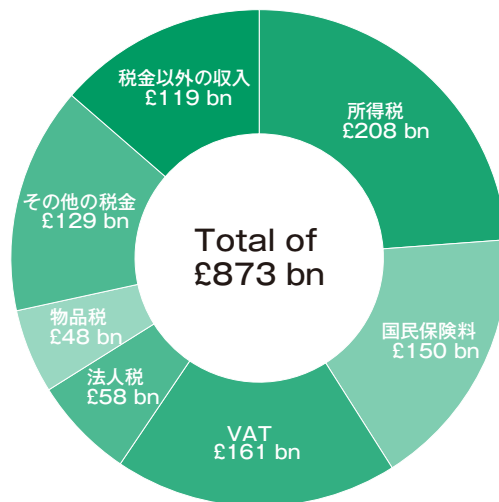
これらの措置には、2021年4月から、大企

業（年間売上高が2億ポンド超、又は総資産価値が20億ポンド超の企業）に該当する納税者が、HMRCにおける見解と異なる可能性のある税務上の処理がある場合、HMRCに対しその理を報告しなければならないとする新しい制度も含まれている。

(2) 英国政府の歳入目標

英国政府による年次予算での歳入予測は、HMRCの年次報告書に基づいている。HMRCは2018年度の総税収入額を約6,279億ポンドと報告し、2020年度の歳入合計額を約8,730億ポンド（内、総税収入額約7,540億ポンド）と予測している。図表2は、2020年度の歳入予測額の内訳を示している。上位から所得税、国民保険料、VAT、法人税、物品税、その他の税金、税金以外の収入となっている。

図表2



2020-2021 current receipts (出典：HMRC)

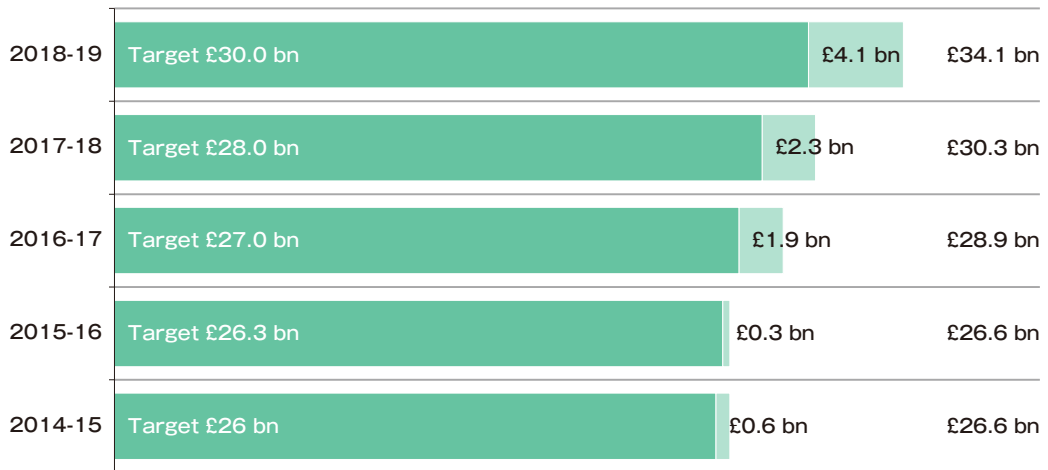
HMRCは、2018年度の法令遵守違反に対する取り組みによってもたらされる追加税収が、目標の約300億ポンドを上回る、約341億ポンドとなったことを報告している。以下の図表3は、租税回避行為、法令遵守違反に対する取

り組みによって徴収された追加税収を示している。これらの数値の推移からも、HMRCが税務調査の実施を通して、より積極的に法令遵守に対する取り組みを行い、徴税を行っているかが理解できる。

解説

図表3

bn=billion



Additional tax generated by tackling avoidance, evasion and non-compliance (出典：HMRC)

(3) タックス・ギャップ

HMRCは、政府の収入源である税制を運用し、様々なリスクや環境変化に対応するために、種々のテクノロジーを活用してデータやビジネスの動向を分析している。また、これらの情報を利用し、法令遵守違反の原因を究明し、問題の解決方法を検討している。

HMRCは法令遵守違反に対する取組みとして、タックス・ギャップの見積もりを公表している。また、当該タックス・ギャップを、納税者が法令遵守した場合の税込総額で除した割合（以下「税込総額割合」と略記）も公表している。

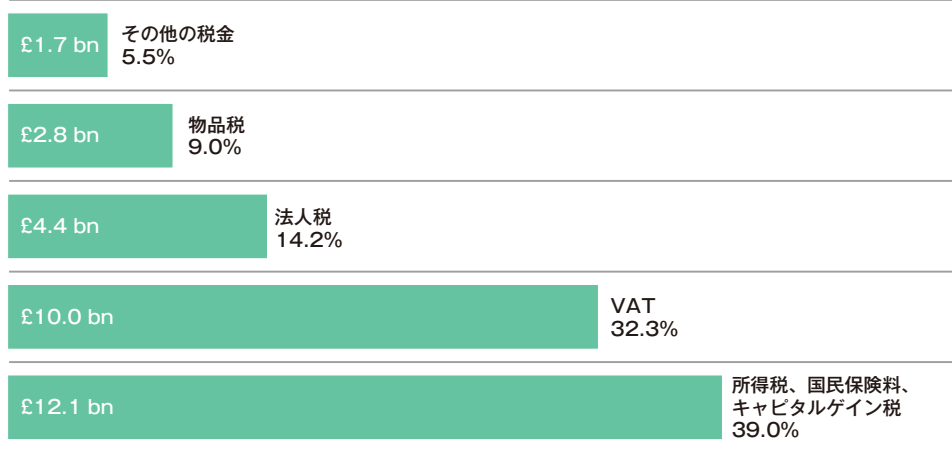
HMRCは2018年度のタックス・ギャップの合計額を約310億ポンド、税込総額に占める割合は4.7%と報告している。

税込総額割合4.7%とは、2018年度にHMRCが徴収すべき税金の95.3%を確保したことを意味する。長期的に見ると、タックス・ギャップは大幅に縮小しており、2005年度の7.5%から2018年度には4.7%に減少している。

タックス・ギャップの減少は、主に所得税、国民保険料、キャピタルゲイン税、および物品税のギャップ削減によるものである。以下図表4は、2018年度のタックス・ギャップの構成要素を税目ごとに示している。

図表4

bn=billion



Tax gap 2018-2019 by type of tax (出典：HMRC)

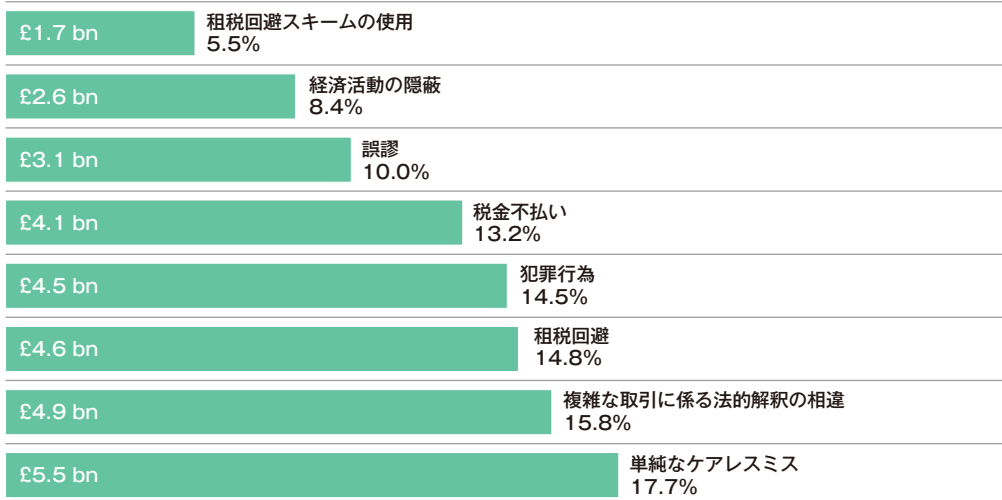
2つの税目郡（所得税、国民保険料、キャピタルゲイン税、およびVAT）がタックス・ギャップの約71%を占めることが分かる。

タックス・ギャップは、納税者の行動パターン（節税スキームの使用、経済活動の隠蔽、誤

謬、税金不払い、犯罪行為、租税回避、複雑な取引に係る法的解釈の相違、単純なケアレスミス）により生じると考えられ、以下図表5は、2018年度におけるタックス・ギャップの要因を納税者の行動別に類型化した推定値を示している。

図表5

bn=billion



Tax gap per behaviour, 2018-2019 (出典：HMRC)

これらの行動パターンの中で、HMRCは以下の3つを違法に英国から税収を奪うものとして、税金詐欺（Tax fraud）と呼んでいる。

●経済活動の隠蔽

HMRCがその事業の所得全体を認識していない、またはHMRCがその事業の所

解説

得の一部を認識しているがその他にも隠蔽された所得がある場合を指す。

● 租税回避

個人または企業が、納税額を減少させるため、意図的に情報を省略、隠蔽、または不正に表示した場合を指す。これらの納税者は、申告は行うが、申告額を不当に過小申告する。

● 犯罪行為

犯罪組織による巧妙な組織犯罪により不当に租税回避を行う。

HMRCは、2018年度におけるタックス・ギャップについて、約117億ポンドが税金詐欺によるものと推定している。他方、法律違反ではない、納税者の単純なエラーによるもの等が約193億ポンドと報告している。

4

税務調査における主要論点

(1) 移転価格税制

移転価格税制は、多国籍企業が英国において適切な利益を認識し納税を行うための重要な制度である。納税者は、法人税申告書における課税所得のもととなった移転価格分析結果が実態経済と一致していること、及び移転価格分析の手法が最新のOECD移転価格ガイドラインに従っていることを確認することが不可欠となっている。

HMRCは現在、移転価格に対し厳格かつ積極的な税務調査を行う姿勢をとっているため、納税者の移転価格税制に対する租税負担は非常に大きなものとなっている。HMRCは移転価格文書に提示された分析結果が不適切であった場合、意図的に英国に帰属する利益を減少させていると解釈する傾向が高まっており、HMRCによる移転価格に関する指摘が行われた場合、納税者はその追徴税額が相当な額になる可能性があることを認識しておく必要がある。

英国では、移転価格の設定は、法人税申告手続きの一貫として行うものとされており、申告納税方式であることにより、法人税申告書において申告した移転価格は、英国の法人税法に遵守した独立企業間価格で行われているものとみなされる。

現在、HMRCは移転価格コンプライアンスレビューに重点を置いており、当該レビューは、広範なデータプロファイリングを使用した、フォレンジックデータ分析手法により行われている。以下図表6に示すように、2014年度から2018年度の間、HMRCは、独立企業間価格で取引が行われていない多国籍企業に対し、移転価格に関する指摘を行った結果、合計で約61億ポンドもの多額の追加納税を課している。

図表6

m=million

Year	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
Total amount	£707m	£853m	£1,618m	£1,774m	£1,169m

Additional tax secured by HMRC by challenging TP arrangements (出典：HMRC)

なお、この2014年度から2018年度の間、HMRCは移転価格に関する702件の訴訟を処理しており、1件当たりの平均所要処理期間は26.9ヶ月となっている。また、同じく2014年

度から2018年度の間、HMRCは二国間及び多国間APAを135件合意しており、1件当たりの平均所要処理期間は29.8ヶ月となっている。

以下のような場合、移転価格調査が実施される可能性が高くなる。

- 英国企業の損益が、その自身の事業活動や当該企業グループの連結ベースの損益と、一定のサイクル（例えば、5年間という期間等）で一貫していない場合
- 英国企業が無形資産を供与しているが、ロイヤリティを受け取っていないか、ロイヤリティ率が低く、当該無形資産に係る試験研究活動に対する創出報酬を適切に受領していない場合
- 英国企業の事業活動を勘案した上で、不相当に資本に対する借入金の割合が高い場合
- 税引前利益に対し、不相当に支払利息が高い場合
- 事業目的が欠落した取引（例えば、事業上の目的がない、多額の債務を抱える新しい英国子会社の設立等）がある場合
- 低税率国・地域に所在するグループ会社との取引がある場合
- 英国の監査報告書、プレスリリースやインターネット記事などにおいて組織再編、買収、英国企業の海外グループ会社への事業譲渡等の報道がされた場合
- 在庫に大幅な減少があった場合

(2) 恒久的施設(Permanent Establishment (PE))

恒久的施設 (Permanent Establishment, 以下「PE」と略記) の概念は、多くの国において、国内税法と租税条約で規定されている。企業が海外で十分な事業活動を行っている場合、その国において課税対象となるPEを有していると判断され、その帰属所得に対し法人税が課せられる。個人のグローバルな働き方の柔軟性が高まっているため、多国籍企業は、その個人の活動が英国の課税対象となるPEを有しているかどうかについて、慎重に検討する必要がある。

英国で課税対象となるPEは、英国外企業が英国で事業活動を行い、英国で事業所などの恒久的施設を有している場合（これには、自宅またはホテルの一室で行う作業が含まれる場合がある）や代理人PEとしての業務を行っている場合に発生する。

多国籍企業はこれまでのところ、PEの問題は、HMRCにとって重要な関心事項ではなかったとらえているかもしれないが、近年、HMRCは多国籍企業によるPEの意図的な回避に対処するため、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転) プロジェクトの行動計画7の提案に基づいた対応に変更している。

英国はPE回避に関する厳格な国内法を既に有しているため、BEPS行動計画7に関するすべての勧告を完全に採用しているわけではないが、英国はMLI (Multilateral Instrument: BEPS防止措置実施条約) において、細分化防止規定を採用している。従って、多国籍企業は、複数の関係会社の英国での活動を総合して勘案し、PEリスクがあるかどうかを検討する必要がある。

例として、次のような場合に、HMRCはPEに関する税務調査を実施する可能性がある。

- 現在、PEとは見なされていない外国企業の英国駐在員事務所がある場合
- 英国においてリモートワークで外国企業のために働く従業員がいる場合
- 英国において外国からの出向者及び定期的な出張者がいる場合
- 英国において、ある個人が常習的に外国企業の契約を締結する権限を有している場合

また、英国ではPE認定の回避や経済実体を欠いた取引を利用して納税者が税務上の有利なポジションを得ることを防ぐことを目的とし、迂回利益税 (Diverted Profits Tax legislation (DPT)) を導入している。英国の法人税率は現

解説

在19%だが、この迂回利益税は、迂回された利益に対し25%の税率で課税されるため、企業は現在実施しているアレンジメントが当該迂回利益税の課税対象となるか確認することが必要となる。なお、当該迂回利益税は英国企業及び外国企業のいずれにも適用される。

なお、HMRCがここ数年で発表した情報によると、徴税漏れ防止のため、多国籍企業の活動に関心を持っており、それらに対するPE課税をソフトターゲットと見なしている。

(3) VAT (Value Added Tax)

過去5年間の英国の税収の約21.6% (2014年度から2018年度の期間、約6,185億ポンド)に相当するVATは、英国政府の主要な税収の1つである。それにもかかわらず、2018年度におけるVATのタックス・ギャップは、全体の32.3% (約110億ポンド) に達した。

この状況を勘案し、HMRCは税金徴収アプローチの焦点を法人税からVATへ部分的にシフトしている。効果的な租税回避防止規定の施行、英国法人税率の減少、デジタルテクノロジーの進歩により、HMRCは内部のリソースをVAT担当部門に優先的に充てている。

HMRCは、VAT特有のペナルティ(VAT登録遅延のペナルティ等)を通じて、適時のVAT登録、正確なVAT申告、適時の納税を促進している。

HMRCによると、VATの納税義務を負う納税者は、意図的にVATを低めに支払うことがあるため、そのような可能性があるか疑いがある場合には、税務調査を実施する。

また不正行為への取り組みに対する目的とし

て、早期段階の税金詐欺と租税回避の防止、未納税金及び関連するペナルティと利子の徴収、税金詐欺の再発防止を掲げている。

現在、特にVATにおいて、Making Tax Digital for Business (MTD) プログラムに基づく税務調査に取り組んでいる。当該プログラムのルールにより、一定の基準値(85,000ポンド)超の課税売上を有するVAT登録企業は、デジタルレコードを保持し、ソフトウェアを使用してVAT申告書を提出しなければならない。

2020年3月9日の時点で、約140万の企業がMTDプログラムに登録し、400万を超えるVAT申告書が当該プログラムのルールに基づいて正常に送信されている。また約27万の小規模VAT企業が、MTDプログラムに自発的に参加している。

タックス・ギャップについては、図表4に示すように、2018-19年度におけるVATタックス・ギャップは約110億ポンドと報告されている(税収総額割合は6.9%)。

この金額の要因の1つはVAT未納税金で、このVAT未納税金は企業によって申告されたが支払われていないVATの金額として定義されているが、このVAT未納税金は2018年度において、約22億ポンドにのぼると推定されている。

VAT租税回避も、タックス・ギャップのうち1つの要因である。VAT租税回避とは、HMRCが意図しない税制上の優位性を得るために行われるもので、税務上の利点以外の目的をほとんど有しない取引を行うことを指す。2018年度のVAT回避額は1億ポンドと推定されている。

5 英国における今後の税務調査の動向

(1) 英国における税務調査に対する外部要因

HMRCの主な目的は、法律に従って徴収すべき税金を適切に徴収することである。当該目的の遂行のため、継続的にタックス・ギャップを削減すると同時に、政府の徴収に係るコストと納税者の法令遵守のためのコストを最小限に抑えることを目指している。

この目的達成のため、HMRCは納税者の自主的な法令遵守の促進、租税回避スキームの防止と抑制、税務詐欺の検出と根絶、滞納税金の効果的な徴収を行うための政策を実施している。

HMRCが実施している政策は、当局内の構造改革だけでなく、ブレグジット後の戦略、新しいテクノロジーの採用、企業における税務コンプライアンス意識の変化、AIを駆使した機械による労働スキルの進化、在宅勤務などの柔軟な労働環境の変化、COVID-19に対応する税制など、納税者をとりまく様々な環境変化の影響を受けている。

事実、英国政府は租税回避や法令遵守違反の問題への対策を発表するとともに、コンプライアンス担当官の追加採用やデジタルテクノロジーへの投資を拡大している。上述のとおり、これらの投資は、HMRCによるタックス・ギャップの削減を可能とし、2024-25年度までに約44億ポンドの追加税収をもたらすと予測されている。

(2) 英国における今後の税務調査の動向

HMRCのデジタルテクノロジーは日々進歩しており、当該テクノロジーの進化は、

HMRCの企業ガバナンス構築に大きな影響を与えている。上述のMaking Tax Digital for Business (MTD) プログラムは現在VATにのみ適用されているが、今後法人税にも導入される予定であり、既に現在テスト段階に入っている。当該プログラムが法人税にも導入された場合、企業はデジタルレコードを保存し、一定のソフトウェアを通じて法人税の申告が行われるため、HMRCは、現在よりも詳細かつ広範なデータ分析を通じて税務調査を実施すると考えられる。

また、HMRCは納税者の税務ガバナンスに非常に高い関心を持っており、年間売上高が2億ポンド超等の一定の要件を充足する大法人に対し、「ウェブ上での税務戦略の開示義務制度」、「企業のリスク評価を実施するビジネスリスクレビュー」、「適切な税務手続き及び計算が実施されていることを宣誓する上級経理担当責任者署名制度」などを導入している。

さらに、英国企業にはコーポレートクリミナルオフENSE法も施行されている。これは、英国企業の事業関係者が租税回避行為を行った場合に、当該英国企業が当該租税回避を防止するための合理的な手続きを適切に実行していることを実証できない場合には、当該英国企業は当該租税回避の当事者でないにも関わらず、その租税回避行為幫助の刑事罰及び無制限の罰金が課せられるというものである。

このように、英国企業は強固な税務ガバナンスの構築が求められているため、今後はデジタルテクノロジーを駆使したより厳格な税務調査が実施されることが予想される。

6 おわりに

近年、多国籍企業にとって税務ガバナンスの構築は非常に重要なものとなってきており、海外子会社の税務リスクのマネジメントは、税務

解説

担当部門にとって重要な役割となっている。上述のとおり、特に英国では法令遵守に対する規制が一層厳しくなっており、かつ今後はデジタルテクノロジーを駆使したより厳格な税務調査が実施されることが予想されるため、強固な税務ガバナンスの構築が急務となっている。各種規制対応や税務上の取扱いの検討などは複雑化するケースが多いため、税務調査対応だけでなく、税務ガバナンス構築のため、適宜税務アドバイザーと連携して対応することが重要であると考えられる。

7 COVID-19に関する税務上の救済措置等の概要について

最後に、英国政府は英国に所在する企業がCOVID-19の影響による経済的な危機を乗り切ることができるように、様々な救済措置を導入した。主な救済措置は、以下のとおりである。

- 2020年3月20日から2020年6月30日までに納付すべきVATについては、課税年度の終了日（2021年3月31日）まで納税猶予が可能。
- 自営業者の2020年7月31日までに納税する所得税については、2021年1月31日まで納税猶予が可能。
- 納税猶予措置（HMRC's Time To Pay service）
上記VATおよび所得税以外の税目についても、経済的被害に遭ったすべての企業および自営業者に対し、納税猶予措置（Time To Pay service）が手当されている。納税者はHMRCの専用ヘルプデスクを通じて納税猶予を申請することができる。
- 重要な医療用品に係る輸入関税の免除
- VAT引下げ

2020年7月15日から2021年1月12日の

期間、飲食店、パブ等での酒類以外の飲食代金（持ち帰り・宅配含む）のVATと、ホテル・キャンプ場等の宿泊施設、映画館・テーマパーク等の娯楽施設の宿泊料・入場料のVATを、現行の20%から5%に引下げ。

- 事業税（ビジネスレート）免除

イングランドに所在する小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者および託児所に対し、2020年度のビジネスレートを免除。

- 2020年7月8日から2021年3月31日の期間、イングランドと北アイルランドでの住宅購入時の印紙税（Stamp Duty Land Tax）の基礎控除額12万5,000ポンドを50万ポンドに引上げ。

- 2020年5月31日までに提出が必要なForeign Account Tax Compliance Act（FATCA）およびCommon Reporting Standard（CRS）レポートについて、「COVID-19関連の問題」による報告遅延を行った金融機関については、「正当な理由（reasonable excuse）」として、遅延ペナルティの対象外。期限内に提出できなかった金融機関は、COVID-19関連の問題が解決された後速やかに報告する必要がある。

- 一時帰休従業員への給与給付（Coronavirus Job Retention Scheme（CJRS））

一時帰休となる従業員の税引き前給与（歩合、賞与等除く）の80%を、1人当たり月2,500ポンドを上限に政府が給付。付随する国民保険料と年金の企業負担部分も支給。2020年6月30日までは対象従業員が企業の業務に従事することは認められなかったが、2020年7月1日からは時短やシフトで業務復帰させることが可能となった。業務に従事した時間に対する給与は、全額雇用主負担。一時帰休した時間について、政府は引き続き月2,500ポンドを上限

に給与の80%を給付。国民保険料と年金の企業負担部分も支給。一時帰休した時間について、2020年8月1日からは政府が月2,500ポンドを上限に給与の80%を給付するが、企業が国民保険料と年金の企業負担部分を負担。2020年9月1日からは、政府が月2,187.50ポンドを上限に給与の70%を給付し、企業が国民保険料と年金の企業負担部分と給与の10%を負担。10月1日からは、政府が1,875ポンドを上限に給与の60%を給付し、企業が国民保険と年金の企業負担部分と給与の20%を負担。当該制度は2020年10月末で終了。

- 一時帰休従業員の雇用継続時の助成 (Job Retention Bonus)

上記CJRSの適用を受けていた一時帰休従業員が、2021年1月末まで継続して雇用されている場合、政府が雇用主に対し、該当従業員1人当たり1,000ポンドを給付。給付は2021年2月から。CJRS終了後の11月から2021年1月末までの間、月平均520ポンド(社会保障給付対象の下限と同じ水準)以上の給与を支給されている従業員が対象。

- 法定疾病手当 (Coronavirus Statutory Sick Pay Rebate Scheme)

新型コロナウイルス感染症による自己隔離を理由とする法定疾病手当 (SSP) の支給 (2019年4月6日から2020年4月5日: 週94.25ポンド, 2020年4月6日から2021年4月5日: 週95.85ポンド)

- 新規採用若年従業員の給与給付 (Kickstart Scheme)

失業者・低所得者向け社会保障受給中で長期的な失業リスクがあると考えられる16歳から24歳の若年層を新たに採用する事業者、該当従業員の年齢に応じた最低賃金週25時間分と社会保障等の雇用主負担分を6カ月間、政府が給付。事業者が任

意で支給額を上乗せすることは可能。

- 若年研修者・実習生の就業先事業者への助成

無給研修制度 (traineeships) の研修生 (16歳から24歳) に新たに就業機会を提供するイングランドの事業者、研修生1人当たり1,000ポンドを支給。2020年8月1日から2021年1月31日に職業教育制度 (apprenticeships) の実習生を新たに採用するイングランドの事業者、25歳未満の実習生1人当たり2,000ポンド、25歳以上の実習生1人当たり1,500ポンドを給付。

- 店内飲食代金の半額給付 (Eat Out to Help Out)

2020年8月の月曜日から水曜日に飲食店、パブ等の店内で飲食した酒類以外の代金の50%を、1回につき1人当たり10ポンドを上限に、政府が負担。

- Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme (CLBILS)

売上が45百万ポンド超500百万ポンド以下の企業は、最大25百万ポンドを借り入れることが出来る。売上が500百万ポンド超の企業は最大50百万ポンドの借入が可能。利息は発生する。英国政府が元本の80%を保証する。

- Covid Corporate Financing Facility (CCFF)

一定の要件を満たす企業は、イングランド銀行に、満期1週間~12カ月の英ポンド建てコマーシャルペーパー (CP) を買い入れてもらえる。

以上となるが、適宜、取扱いの追加又は変更の可能性があるので、上記の特別措置を適用するにあたっては、事前に詳細を税務アドバイザーに確認することに留意されたい。